

(注記)

1. 2018年4月1日より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を、同基準の適用による累積的影響額を適用日において認識する方法を用いて適用しています。IFRS第15号の適用による損益への影響は軽微です。なお、IFRS第15号の適用による「利益剰余金」の当連結会計年度の期首時点における累積的影響額は、要約四半期連結持分変動計算書に記載しており、重要性はありません。
2. 当社は、2018年4月2日に、新設会社であるパナソニック出資管理(株)に、当社の一部の100%子会社の株式等を承継させる会社分割を実施しました。
3. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
4. 2018年度第1四半期末の連結子会社数は589社、持分法適用会社数は89社です。